

特定健診、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診

特定健診、ぎふ・すこやか健診を受けましょう

自分の健康状態を健診結果として数値で把握することは、自覚症状が現れにくい生活習慣病の発見につながるだけでなく、健康的な生活を送る励みにもなります。

対象の方には6月下旬に受診券をピンク色の封筒に入れて郵送します。この機会にぜひ受診しましょう。

対象者

特定健診	・国民健康保険加入者 ・今年度中に40歳になる方から令和6年7月31日時点で74歳の方 (昭和24年8月1日～昭和60年3月31日生まれの方)
ぎふ・すこやか健診	・後期高齢者医療保険加入者 ・令和6年7月31日時点で75歳以上の方(昭和24年7月31日以前生まれの方) (一定の障がいがあり広域連合の認定を受けている場合は65歳以上の方)

(注意)次に該当する方は受診できません。

- ①妊産婦の方 ②長期(6か月以上)入院の方 ③国民健康保険から他の医療保険に変わった方
④勤務先の健診や人間ドックを受診した方、または受診予定の方

実施期間 7月1日(月)～11月30日(土)※医療機関により実施期間が異なります。

実施医療機関 町が指定する羽島郡内の医療機関

自己負担金 500円



▲詳しくはこちら

一笠松町国民健康保険にご加入の方へー 健診結果の提出にご協力をお願いします

職場の健康診断などを受診した方に、健診結果の提供をお願いしています。

健診結果を提供いただいた方には、商品券500円分(笠松町小売団体連合会)を進呈します。

対象者	健診受診時と申請時に笠松町国民健康保険に加入している40歳～74歳の方 (特定健診、人間ドック費用の助成などを利用していない方)
必要な健診項目	特定健診と同じ項目 ※検査結果だけでなく、診察結果や総合判定が必要
必要書類	健診結果、特定健診受診券(ある方のみ)
提出期限	職場健診などを受診した年度内
提出先	福祉健康センターまたは役場健康介護課窓口

ぎふ・さわやか口腔健診で、お口の健康チェックをしましょう

「ぎふ・さわやか口腔健診」は、後期高齢者医療保険にご加入の皆さんを対象としています。

この健診は、歯・歯肉の状態や口腔機能(かみ砕く、飲み込む、唾液の分泌など)のチェックを行い、口腔機能の低下や誤えん性肺炎などの疾病を予防することを目的としています。口腔機能の向上は、介護予防や認知症予防にもつながりますので、ぜひ受診しましょう。

対象の方には、ぎふ・すこやか健診の受診券と一緒に受診券を郵送します。

対象者 後期高齢者医療保険加入者

実施期間 7月1日(月)～12月31日(火)

実施医療機関 ①町が指定する羽島郡・羽島市内の歯科医療機関

②岐阜県内の歯科医療機関

※詳しくは受診券に記載

自己負担金 300円



▲詳しくはこちら

結核住民検診 要申込 申込先：健康介護課

今年度65歳・70歳・75歳・80歳になる方で肺がん検診を希望していない方や、昨年度受診をされている方には、検診票を郵送します。結核住民検診をご希望の方で申込みをされていない方は、健康介護課までご連絡ください。町のホームページからも申し込みができます。



▲結核検診申込方法

対象者 町内に住民票のある65歳以上の方

日時	7月1日(月) 8:45～11:30	7月1日(月) 13:00～15:30	7月4日(木) 8:45～11:30	7月5日(金) 8:45～11:30
会場	笠松中央交流センター	松枝交流センター	下羽栗会館	松枝交流センター

フレイルチェック会を開催します

フレイルとは健康な状態と、要介護状態の間の状態のことです。早く気づくことで、身体の機能が回復し、健康な状態に戻ることができるといわれています。この機会にぜひ自分の健康を確認してみませんか。(結核住民検診と同会場で行います)

対象者 町内に住民票のある65歳以上の方

実施項目 開眼片足立ち、パタカテスト

参加費 無料

申込 不要

持ち物 動きやすい服装・靴、水分補給用の飲み物

パタカテストは、口や舌の動き、「口腔機能」を評価するテストで、「パ」「タ」「カ」をそれぞれ5秒間発音し、できた回数でお口の衰えがわかります

日時	7月1日(月) 9:00～11:30	7月1日(月) 13:15～15:30	7月4日(木) 9:00～11:30	7月5日(金) 9:00～11:30
会場	笠松中央交流センター	松枝交流センター	下羽栗会館	松枝交流センター

主治医に運動を止められている方は、お申し出ください。

GPS機器の購入費またはレンタル費を助成します

認知症の人が行方不明になった場合に、その所在を特定し早期に発見や安全の確保を図り、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援するため、GPS機器の購入やレンタルに係る初期費用を一人1回最大2万円まで助成します。

対象者 認知症の人(①～⑤のすべてに該当する人)本人、同居または通いにより介護する人

①笠松町に住所を有し、かつ在宅で生活している

②65歳以上で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、または認知症の診断がある
40歳以上で若年性認知症の診断がある

③認知症による行方不明になるおそれがある

④介護保険料の滞納がない

⑤笠松町が交付する認知症見守りステッカーの交付を受けている

助成対象となる費用 GPS機器の購入費(充電器等の付属品を含む)
レンタルに係る初期費用(加入手数料・登録手数料)
GPS機器を格納できるシューズの購入費

助成費用 上記の経費のうち2万円(上限)。経費が2万円未満の場合はその金額を助成

申込期限 購入またはレンタルした日から60日以内(ただし購入・レンタルした年度内に申請)

問合・申請先 健康介護課



今年度より、歯科検診を下記の年齢の方を対象に町内医療機関で実施します。口腔内の疾患は全身の健康に大きく影響します。歯と歯ぐきの状態を知り、全身の健康を維持するためにも歯科検診をぜひ受診しましょう。

対象者	20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の方 ・検診日において町に住所を有する方 ・年齢は年度末の年齢 対象者には案内を郵送します。
検診期間	6月1日(土)～令和7年2月28日(金)
自己負担金	500円(受診日当日、医療機関にお支払いください)
持ち物	健康保険証、自己負担金
検診の内容	問診、口腔内検査
受診方法	①案内が届きます。 ②電話で直接、歯科検診委託医療機関に予約してください。 ③検診当日、受診した歯科医院で検診結果の説明及び口腔指導を受けてください。



歯科検診委託医療機関(委託歯科医院以外は当事業の対象外となりますのでご注意ください。)

医療機関	住所	電話	医療機関	住所	電話
いいだ歯科	東金池町140-1	387-3646	さくら歯科	門間2023	387-9114
うえむら歯科	長池1230-1	388-4118	立松歯科医院	門間129-2	388-2078
えそらデンタルクリニック	門間1421	372-8883	西垣歯科クリニック	北及18-1	387-5900
くのう歯科医院	上本町30	387-2051	松原歯科医院	美笠通2-31-5	387-6600
小島歯科医院	奈良町6	387-2848	三輪歯科医院	円城寺873	387-6110
ごとう歯科	田代854	387-0955	森デンタルクリニック	田代190-4	387-9981

栄養教室～食生活改善推進員育成講座～ 要申込 申込先：健康介護課

地域の健康づくりを、食を通じてサポートする食生活改善推進員(食改)の養成講座です。年間を通じて、食事や食品衛生、運動に関する講話を受講し、調理実習を行い、食生活改善推進員として活動するために必要な知識や心構えを学びます。「食」に興味がある方、料理が好きな方、ぜひご参加ください!規定の単位を取得すると、食生活改善推進員として活動できます。

対象者	笠松町在住の方で食生活改善推進員としてボランティア活動が可能な方 ※託児あります				
時間	午前9時～正午(予定)				
日程	第1回	8月27日(火) 調理実習	場所	福祉健康センター	
	第2回	9月13日(金) 体操実習	参加料	400円(調理実習材料費)	
	第3回	1月21日(火) 調理実習	申込期限	7月31日(水)	
	第4回	2月13日(木) 調理実習	持ち物	筆記用具、エプロン、三角巾、飲み物 動きやすい服装(第2回体操時)	
	第5回	3月 7日(金) 調理実習			



毎年6月は「食育月間」
毎月19日は「食育の日」

毎日の食事は人の健やかな体と心を育てます。1日に3回主食・主菜・副菜をそろえて、バランスのよい食事を心がけましょう。

食育キャラクターぎふまーいん

